

# 筑後大堰を通航する皆様へ

## 【お知らせ】

令和3年12月2日（木）より発生していました閘門の機器障害によって通航に時間を要する事象について、令和4年1月14日から通常どおり通航が可能となりました。

閘門の通航に関して、ご不便をお掛けしまして誠に申し訳ありませんでした。

ただし、今回発生した事象につきましては、冬場の気温が低い時期に発生しやすいことから、今後も同様の事象が発生する可能性があります。

再発した場合には、改めてお知らせします。

- 筑後大堰を通航する方は、**閘門の通航**をお願いします。
- 閘門の通航方法は、**閘門上下流の通航方法看板**をご覧ください。
- **堰付近は、危険ですので近寄らないで下さい。**
- 通航の際は、**救命胴衣を着用**して下さい。

## 公 告

右図の斜線の水域を通航する舟は、次の方法により航行して下さい。

- (1) 立入禁止 右図の赤斜線の水域
- (2) 航 路 右図の黄斜線の水域
- (3) 通航時間 7時から18時まで
- (4) 航行速度 2ノット以下

上記に違反した者は、河川法の規定により罰せられます。

昭和62年9月1日

国土交通省 九州地方整備局長

独立行政法人水資源機構 筑後大堰管理所長

